

大塚中学校いじめ防止基本方針



令和 7 年 4 月

蒲 郡 市 立 大 塚 中 学 校

蒲 郡 市 立 大 塚 中 学 校 い じ め 防 止 基 本 方 針

大塚中学校いじめ・不登校対策委員会

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、どの子にも起こり得るという考えにたち、「いじめは絶対に許されない行為である」との認識の下、学校は全ての生徒を対象に、「しない、させない、見逃さない」を基本として、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

生徒にとって学校とは、心の通じ合うコミュニケーション能力を育みながら、教職員や友達との信頼関係の中で、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行っていく場である。生徒にとって楽しくて分かる授業や心に響く道徳教育を進めていくとともに、集団の一員としての自覚や自信、自己有用感や自己肯定感を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学校風土を作るようにする。

また、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。また、申し立てがあったり、重大事態が疑われたりする場合、他の業務に優先して、かつ、当該情報を速やかに会に報告し、蒲郡市教育委員会や蒲郡市「いじめ問題対策連絡協議会」とも連携して、解決に向け迅速に対応する。

いじめ・不登校対策委員会

校長、教頭、教務主任、校務主任、特支主任、学年担当、生徒指導主事等で構成（必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等を加える。）

（１）「いじめ防止対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートにおいて、大塚中学校いじめ防止基本方針の検証に関わる項目を起こし、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ・必要に応じて、生徒代表やPTA、地区の総代の意見を取り入れ、方針を改定していく。
- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努め、記録を累積・保管しておく。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめ事案への対応

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

※問題の解消とは、以下の2点が満たされる状態である。

- ・被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる

- ものを含む)が少なくとも3か月は止んでいる状態。
- ・被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないかを、被害児童生徒と保護者の双方と面談し確認する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりや、生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- イ 道徳教育を始めとする教育活動全体を通して、性的少数者や国籍・身体的特徴の違い等による差別について理解を深め、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを生徒に理解させる。その際に、具体的な事例をもとに生徒にいじめの問題を考えさせるなど、実践的な取組を行う。
- ウ 情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施(年4回定期テスト期間中)したり、生活ノートを活用したりして、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ スクールカウンセラーやいじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する取組

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに蒲郡市の「いじめ問題対策連絡協議会」に報告をし、蒲郡市の「重大事態発生時の対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。その際には、事前に被害保護者の了解を取る。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針を始めとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで毎年機会あるごとに見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

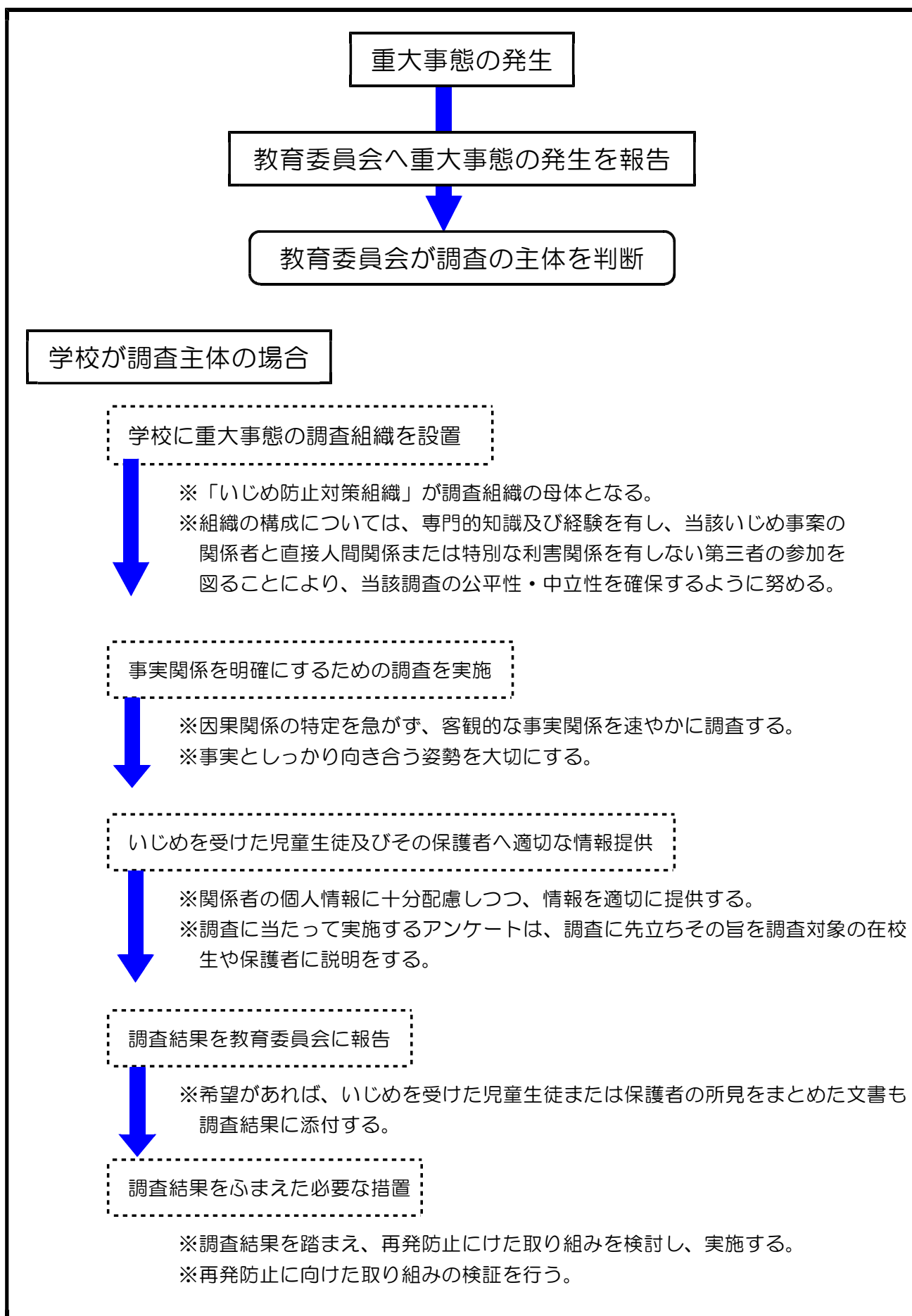
6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画、その時々が発生する諸問題をケーススタディとして研修し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配付するとともに、ホームページに掲載する。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。

チェックリスト 「このような学校・学級では いじめが起きにくい」

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">☐ 全教職員が、いじめ防止対策推進法を読んでいる。☐ いじめ情報が、すぐに対策組織に報告されている。☐ いじめアンケートは回収して、すぐ目を通している。☐ 善悪の基準が、しっかりと示されている。☐ 担任が学級の間人間関係を把握している。☐ 学級満足度調査（Ｑ－Ｕ調査等）を行っている。☐ 定期的・日常的に個人面談を実施している。☐ 部活動より、面談・家庭訪問・補習を優先している。☐ 担任自身に、率直に相談できる教職員がいる。☐ ＳＣや心の教室相談支援員と協働できている。☐ 担任が保護者の信頼を得られている。☐ 第三者となる児童生徒が担任等にいじめを相談できる。 |
|---|

【重大事態の対応フロー図】



<蒲郡市立大塚中学校 年間計画>

	いじめ・不登校対策委員会	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域との連携
4月	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認	○相談室やSCの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○情報モラル指導（ネットモラル）	○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○身体測定 ○PTA実行代議員会の開催 情報交換	○HPに「学校いじめ基本方針」を掲載 ○青少年健全育成第1回運営委員会
5月	○現職研修①「生徒理解と学級づくり」	○保健指導（心と体の成長） ○Q-Uの実施	○教育相談週間 ○SC 全員面談2年	○授業参観・資源回収 ○学校評議員会 ○学校評議員への授業の公開 ○青少年健全育成協議会本大会
6月		○Q-U結果の分析と対策 ○部活動激励会 ○3年修学旅行	○「いじめアンケート」の実施 ○SC 全員面談1年	○海岸清掃
7月	○全教職員による「いじめアンケート」の実施→検証	○2年自然教室 ○携帯安全教室	○学校保健委員会 ○SC 全員面談3年	○保護者会 ○保護者へのいじめアンケート ○地域ふれあい活動（異年齢集団活動）
8月	○中間評価→検証 ○現職研修②（ケーススタディ）		○大塚中小中連絡会の開催 情報交換 ○身体測定	○地域ふれあい活動（異年齢集団活動）
9月		○合唱コンクール	○教育相談週間	
10月		○大塚中研究発表 ○大塚フェス2025	○身体測定 ○PTA実行代議員会開催 情報交換	
11月		○赤い羽根募金活動 ○Q-Uの実施	○教育相談週間 ○学校保健委員会	
12月		○人権週間 ○2年職場体験 ○Q-U結果分析と対策	○PTA実行代議員会の開催 情報交換	○保護者会
1月	○全職員による「取り組み評価アンケート」の実施→検証	○保健指導（命の大切さ）	○身体測定 ○「いじめアンケート」の実施 ○教育相談週間	○保護者への学校評価アンケート
2月	○自己評価		○教育相談週間 ○PTA実行代議員会の開催 情報交換	○青少年健全育成第2回運営委員会
3月	○学校評議員の評価結果を検証し「基本方針」の見直し	○卒業生を送る会 ○卒業式		○授業参観 ○学年保護者会 ○学校評議員会開催→評価
通年	○いじめに関する情報の収集・対応策の検討（週に1回）	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活日記	

※いじめが発生した場合の対応については、運営委員会・企画委員会など関係する職員で共通理解を図りながら、速やかに対応していく。